

第5回

湖と緑とやすらぎを
守り育てる

今年のテーマは

環境

行方市の豊かな環境を
見て、体験!

模擬上棟式

当日の
木造建物(3坪)
骨組みを7万円で
販売します!

ご希望の方は
〔行方市商工会建設業部会〕テントまで
〔受付は10日(土)午前11時まで〕

問合せ先
0299-72-0520

前日まで行方市商工会にて申込み受付中
主催・行方市商工会建設業部会

ふれあい まわり 行方

2018
11月10日・11日
9:30~16:00 雨天決行

資源豊かな行方を
見て! たべて!!
みんなとふれあう2日間



お楽しみ
大抽選会!

同時
開催

**畜産まつり・
秋の漁師市**

焼肉試食・豚汁試食
中華まん試食
佃煮・煮干し販売



地元野菜
チャリティー配布

日時:11日(日)13時~
場所:「野菜のタワー」前



**ヘリコプター
遊覧飛行**

霞ヶ浦ふれあいランド
上空から行方市と霞ヶ浦を
一望できる遊覧飛行

- 大人 4,000円
- 小人(小学生以下) 3,500円
- 幼児(2歳以下) 無料

会場:霞ヶ浦ふれあいランド



みんなのあこがれのヒーローがやってくる!



10日(土) 2回公演



11日(日) 2回公演



観光帆引き船
合同操業

主催/行方市・行方ふれあいまつり実行委員会

後援:行方市議会、行方市教育委員会、行方市農業委員会、行方市区長会、行方市消防署、霞ヶ浦河川事務所、霞ヶ浦北浦水産事務所、水資源機構利根川下流域総合管理事務所、茨城県水産試験場、行方市民生委員児童委員協議会、玉造ローダークラブ、なめがた創生会、行方ライオンズクラブ、行方市商工会、行方市観光協会、行方商業協同組合、麻生料理飲組合、行方市消費者友の会、行方市金融団、なめがた農業協同組合、なめがた食彩マーケット会、行方市家畜衛生指導協会、行方市文化協会、行方市体育協会、行方市子ども会育成連絡協議会、行方市社会福祉協議会、行方市建設業協議会、行方市国際交流協会、行方市交通安全協会連合会、環境保全行方市民会議、行方市食生活改善推進員協議会、一般財団法人行方市開発公社

※イベント内容は都合により変更になる場合がございます。
※駐車場には限りがございます。乗り合わせでのご来場をお願いいたします。
※当日、駐車場よりシャトルバスの運行をいたします。ご利用ください。
※写真は第2回ふれあいまつりのものです。

【問い合わせ】 商工観光課 (北浦庁舎) ☎0291-35-2111

平成 30 年度上半期の予算執行状況をお知らせします

【問い合わせ】財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

平成 30 年 9 月 30 日現在

歳入

| 項目 | 金額 | 収入率 |
|-------------|------------------------------|--------|
| 市 税 | 37 億 1493 万円 23 億 3330 万円 | 62.8% |
| 地方譲与税 | 2 億 6300 万円 7189 万円 | 27.3% |
| 利子割交付金 | 450 万円 243 万円 | 54.0% |
| 配当割交付金 | 1450 万円 344 万円 | 23.7% |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1500 万円 0 万円 | 0.0% |
| 地方消費税交付金 | 5 億 8900 万円 3 億 4213 万円 | 58.1% |
| ゴルフ場利用税交付金 | 1 億 3700 万円 5176 万円 | 37.8% |
| 自動車取得税交付金 | 4700 万円 2270 万円 | 48.3% |
| 地方特例交付金 | 1546 万円 1546 万円 | 100.0% |
| 地方交付税 | 56 億 1411 万円 40 億 1156 万円 | 71.5% |
| 交通安全対策特別交付金 | 300 万円 146 万円 | 48.7% |
| 分担金及び負担金 | 8861 万円 3651 万円 | 41.2% |
| 使用料及び手数料 | 1 億 3925 万円 6714 万円 | 48.2% |
| 国庫支出金 | 18 億 2582 万円 6 億 4777 万円 | 35.5% |
| 県支出金 | 12 億 862 万円 1 億 4261 万円 | 11.8% |
| 財産収入 | 7333 万円 5070 万円 | 69.1% |
| 寄附金 | 1 億 5150 万円 5759 万円 | 38.0% |
| 繰入金 | 6 億 6062 万円 0 万円 | 0.0% |
| 繰越金 | 3 億 1797 万円 5 億 3300 万円 | 167.6% |
| 諸収入 | 4 億 2911 万円 1 億 2990 万円 | 30.3% |
| 市 債 | 16 億 90 万円 0 万円 | 0.0% |

(収入率)

一般会計

| | |
|----|---|
| 歳入 | 予算現額：169 億 1323 万円 収入済額：85 億 2135 万円 (50.4%) |
| 歳出 | 予算現額：169 億 1323 万円 支出済額：55 億 5588 万円 (32.8%) |

歳出

| 項目 | 金額 | 執行率 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議会費 | 1 億 5652 万円 7941 万円 | 50.7% |
| 総務費 | 27 億 2275 万円 7 億 6433 万円 | 28.1% |
| 民生費 | 49 億 4383 万円 15 億 8240 万円 | 32.0% |
| 衛生費 | 11 億 5799 万円 3 億 5176 万円 | 30.4% |
| 農林水産業費 | 9 億 2517 万円 2 億 9559 万円 | 31.9% |
| 商工費 | 3 億 1536 万円 2 億 2200 万円 | 70.4% |
| 土木費 | 21 億 801 万円 3 億 9318 万円 | 18.7% |
| 消防費 | 8 億 6344 万円 4 億 4629 万円 | 51.7% |
| 教育費 | 18 億 5884 万円 6 億 9518 万円 | 37.4% |
| 災害復旧費 | 3215 万円 29 万円 | 0.9% |
| 公債費 | 18 億 1976 万円 7 億 2545 万円 | 39.9% |
| 諸支出金 | 0 万円 0 万円 | - |
| 予備費 | 941 万円 0 万円 | 0.0% |

(執行率)

出資金等の状況

| | |
|------|-------------|
| 株券 | 4420 万円 |
| 出えん金 | 4000 万円 |
| 出資金 | 5 億 8322 万円 |
| 寄託金 | 2538 万円 |
| 債権 | 3136 万円 |
| 合計 | 7 億 2416 万円 |

※現在高

市債の状況

| | |
|----------|---------------|
| 一般会計債 | 188 億 6472 万円 |
| 下水道建設事業債 | 49 億 6424 万円 |
| 水道建設事業債 | 28 億 7650 万円 |
| 合計 | 267 億 546 万円 |

※未償還額
※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

基金の状況

| | |
|--------------------|--------------|
| 財政調整基金 | 18 億 7952 万円 |
| 減債基金 | 7 億 6458 万円 |
| 公共施設整備基金 | 10 億 7845 万円 |
| 揚排水施設維持管理基金 | 7993 万円 |
| なめがた振興基金 | 2581 万円 |
| 新公共交通運営基金 | 3405 万円 |
| 行方市ふるさと応援寄附金基金 | 8999 万円 |
| 合併振興基金 | 19 億 6457 万円 |
| 防災まちづくり基金 | 2800 万円 |
| 有機肥料供給センター整備改修基金 | 1 億 5221 万円 |
| 再編関連訓練移転等交付金基金 | 5390 万円 |
| 国民健康保険支払準備基金 | 8179 万円 |
| 介護給付費準備基金 | 2 億 7509 万円 |
| 農業集落排水事業債償還基金 | 1 億 2809 万円 |
| 特定環境保全公共下水道事業債償還基金 | 2763 万円 |
| 流域関連公共下水道事業債償還基金 | 2697 万円 |
| 戸別浄化槽整備事業債償還基金 | 8291 万円 |
| 合計 | 67 億 7349 万円 |

※現在高

特別会計・水道事業会計

| 会計名 | 収 入 | | | 支 出 | | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 | 予算現額 | 支出済額 | 執行率 | |
| 国民健康保険特別会計 | 49 億 7500 万円 | 17 億 9132 万円 | 36.0% | 49 億 7500 万円 | 18 億 40 万円 | 36.2% | |
| 介護保険特別会計 | 保険事業勘定 | 36 億 8700 万円 | 15 億 4876 万円 | 42.0% | 36 億 8700 万円 | 15 億 1967 万円 | 41.2% |
| | サービス事業勘定 | 420 万円 | 314 万円 | 74.8% | 420 万円 | 129 万円 | 30.8% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3 億 5700 万円 | 1 億 1370 万円 | 31.8% | 3 億 5700 万円 | 7634 万円 | 21.4% | |
| 農業集落排水事業特別会計 | 3 億 6475 万円 | 1327 万円 | 3.6% | 3 億 6475 万円 | 1 億 1937 万円 | 32.7% | |
| 特定環境保全公共下水道事業特別会計 | 4 億 7008 万円 | 2637 万円 | 5.6% | 4 億 7008 万円 | 1 億 1777 万円 | 25.1% | |
| 流域関連公共下水道事業特別会計 | 3 億 8144 万円 | 2317 万円 | 6.1% | 3 億 8144 万円 | 1 億 1366 万円 | 29.8% | |
| 戸別浄化槽整備事業特別会計 | 1 億 3900 万円 | 2023 万円 | 14.6% | 1 億 3900 万円 | 3141 万円 | 22.6% | |
| 水道事業会計 | 収益的収支 | 9 億 1250 万円 | 3 億 5525 万円 | 38.9% | 9 億 1250 万円 | 2 億 3541 万円 | 25.8% |
| | 資本的収支 | 7 億 2160 万円 | 5320 万円 | 7.4% | 11 億 5390 万円 | 6 億 158 万円 | 52.1% |

「思い 願い 未来 この一票に」 茨城県議会議員一般選挙

【問い合わせ】行方市選挙管理委員会（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

【投票日】12月9日（日）午前7時～午後6時

任期満了に伴う茨城県議会議員一般選挙は、11月30日（金）告示、12月9日（日）投票です。私たちの代表を選ぶ大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。

■投票所

投票日当日は、指定された投票所でなければ投票できません。投票に行く際は、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

■期日前投票

投票日に、仕事や外出等の事情により投票所に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

- ・投票期間 12月1日（土）～12月8日（土）
- ・投票時間 午前8時30分～午後8時（予定）
- ・投票場所 麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第4会議室／玉造庁舎ロビー 以上3カ所（予定）

■郵便等による不在者投票ができます

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、一定の障害程度に該当している方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（自宅から郵便により投票することができます）。

投票には、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要となりますので、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を添えて、選挙管理委員会へ申請してください。有効期限が切れている方や紛失された方は、再度のお手続きをお願いします。

■選挙区について

平成28年12月に改正された「茨城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」が今回の選挙より施行されます。行方市は「潮来市・行方市選挙区」となり、潮来市と行方市を合わせた区域において定数が1名となります。

■立候補を予定されている方へ

【立候補届出事前審査】

日時 11月14日（水）および15日（木）午前9時～午後5時

場所 行方市役所麻生庁舎敷地内 麻生保健センター ホール

【選挙公報事前審査】

日時 11月15日（木）および16日（金）午前9時～午後5時

場所 茨城県庁 共用会議室901（9階）

【立候補届出受付】

日時 11月30日（金）午前8時30分～午後5時

場所 行方市役所麻生庁舎敷地内 麻生保健センター ホール

大事な投票、忘れずに!



秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日

【問い合わせ】鹿行広域消防本部 予防課 ☎0291-34-7119 またはお近くの消防署へ

これから寒くなり暖房器具を使用する機会が多くなります。器具の取り扱いに注意しましょう！

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対やめましょう。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。



- 4つの対策**
- 逃げ遅れを防ぐため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
 - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
 - 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置しましょう。
 - お年寄りや体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくりましょう。

あなたの家は大丈夫？住宅用火災警報器 設置と交換を！

消防法で、全ての住宅、住居部分に「**火災警報器**」の設置が義務付けられています。

まだ付けていない方は、すぐに設置しましょう。また、次のポイントを確認し、適切に維持管理しましょう！



- 全ての**寝室**に設置
 - 上階に寝室があれば**階段**にも設置
 - 定期的に**作動試験**を実施
 - ホコリ**をこまめに拭き取る
 - 10年**を目安に交換
- ※台所・居間（義務はありませんが、安心・安全のため設置をおすすめします）

住宅用火災警報器に寿命があるって知っていますか？

住宅用火災警報器は設置してから、約10年が交換の目安です！

- 古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、早めに交換しましょう（連動型を推奨します）。
- 記入した「設置年月」または「製造年」を確認してみましょう。

Sマーク（標準営業約款制度）をご存じですか？

【問い合わせ】（公財）茨城県生活衛生営業指導センター ☎029-225-6603

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

Sマーク登録店では、

- サービス・メニューについて表示しています。
- 資格者の氏名を表示しています。
- 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
- 業種ごとに定められたさまざまな基準を遵守しています。

Sマークは消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

登録店には標識が掲出されています。



年末年始における死亡届に伴う火葬許可書の申請（許可）について

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

死亡届に伴う火葬許可書の発行については、下記により取り扱います。

■期 間 平成30年12月29日（土）～平成31年1月3日（木）

■時 間 午前8時30分～午後5時15分

※12月29日（土）は庁舎電気設備点検のため、午後のみ対応となります。

■発行窓口 麻生庁舎 総合窓口室（☎0299-72-0811）

※日直からの連絡により、担当職員（総合窓口課・室）が対応しますが、事前に連絡をいただければスムーズな手続きが可能です。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12日～11月18日

【問い合わせ】 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

女性に対するセクハラ、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの人権侵害が大きな社会問題になっています。女性を取り巻くさまざまな人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、電話で相談を受け付けます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

■電話番号 ☎0570-070-810（全国共通フリーダイヤル）

■実施期間 11月12日（月）～11月18日（日） 午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後5時

■相談員 人権擁護委員・法務局職員

犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。被害にあわれた方やそのご家族が回復するためには、周囲の方の理解とあたたかな支援が必要です。皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ

行方警察署 ☎0299-72-0110

茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」 #8103 または ☎029-301-0278



「住生活総合調査」にご協力ください

【問い合わせ】 都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約12万世帯を対象に行います。

11月下旬からポスティングにより調査票を配布し、郵送・オンラインにより回収しますので、ご協力をお願いします。

平成31・32年度入札参加資格審査申請の定期受付のご案内

【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

■建設工事、建設コンサルタント業務等

茨城県入札参加資格電子申請システムを利用して、茨城県と共同受付を実施します。詳しくは「茨城県ホームページ→土木部監理課→建設業担当ホームページ」または「行方市ホームページ→産業事業者向けお知らせ」をご覧ください。

受付期間：11月6日（火）～12月3日（月）

■物品調達等（物品の製造、販売または役務の提供）

市において申請の受付を行います。詳しくは「行方市ホームページ→産業事業者向けお知らせ」をご覧ください。

受付期間：11月6日（火）～12月3日（月）

※これまでと比べ、申請期間が2カ月程度前倒しになります。申請漏れのないようご注意ください。

稲作農家の皆さまへ

稲作経営の安定には需要に応じた生産（生産調整）が必要です

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市では、引き続き、主食用米の生産の目安となる「生産数量調整に相当する数値」等を生産者の皆さまへ提示するとともに、主食用米から飼料用米（多収品種）や加工用米・新市場開拓用米などへの転換を進め、生産者の皆さまの所得の確保と経営の安定を図ってまいります。

主食用米の在庫が積み上がると、米価は下落する傾向です。需要に応じた生産を図るよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

人権擁護委員による

特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。相談はすべて無料です。

■問い合わせ 水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

■特設人権相談

【麻生】12月4日（火） 麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【玉造】12月5日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【北浦】12月6日（木） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時



12月4日から10日までは「人権週間」です

国連総会で、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな人権啓発活動を行います。

人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

豊かな「食」を支える 就農に興味のある方を募集します

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

本市には豊かな「食」があふれています。1年を通じて多彩な野菜が栽培され、茨城に留まることなく、全国各地へ流通しています。

このたび、市では、新規就農者の技術習得、施設の有効活用、農業生産額の維持および農村環境の保全などを目的とした、新規就農支援プロジェクトを実施します。

よりよい食材を、よりたくさんの人に食べてもらいたい…そんな考えをお持ちの方、一緒に「食」を支えませんか。就農に興味がある市民の方の参加もお待ちしております。

○11月25日（日） 都内新規就農相談会

○12月15日（土）・1月19日（土） 市内農家視察会

詳細は、右のQRコードから専用サイトでご確認ください。



「家計のツボ」を学びませんか 男女共同参画チャレンジ支援セミナー

■期 日 11月16日（金）

■時 間 午前10時～正午

■場 所 女性プラザ男女共同参画支援室（いばらき就職・生活総合支援センター3階）

水戸市三の丸1-7-41 ※お車の方は、県三の丸庁舎駐車場をご利用ください（無料利用券発行）。

■テーマ 「家計まるごとスッキリ講座」～知って得する家計のツボ～

税金や住宅ローンなど、お金に関するモヤモヤを解消する「家計のツボ」を一緒に学んでみませんか。

■講 師 中島 博美氏

ファイナンシャルプランナー（日本FP協会AFP会員）

住宅ローンアドバイザー、公的保険アドバイザー、相続診断士、クレジットカードアドバイザー

■募集人数 30人（先着順受付） ※子連れ・託児可（要予約）

■問い合わせ・申し込み

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課 女性プラザ男女共同参画支援室

☎029-233-3982

税を考える週間

11月11日～11月17日

【問い合わせ】潮来税務署 総務課 ☎0299-66-6931

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆さまに国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

▶税に関する情報は、国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

11 月は児童虐待防止推進月間です

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

児童に対する虐待は年々増加しており、児童の生命が脅かされる重大な事件も発生しています。児童虐待は社会全体で取り組み、解決すべき問題です。

あなたの周りで、子どもや保護者のこんなサインはありませんか？

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある。
- ・不自然な傷や打撲のあとがある。
- ・衣類やからだがついつも汚れている。
- ・落ち着きがなく乱暴である。
- ・小さい子どもを家においたまま外出している。
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である。

虐待を受けていると思われる子どもがいたら、ためらわずに通報してください。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

■児童相談所全国共通3桁ダイヤル いちはやく ☎189

■茨城県福祉相談センター鹿行児童分室（鉾田合同庁舎内） ☎0291-33-4119

■こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで！（乳幼児揺さぶられ症候群）

赤ちゃんが泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

平成31年10月1日から 指定ごみ袋の価格とデザインが変わります

【問い合わせ】 環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

市では、指定ごみ袋の価格を平成20年から据え置いていましたが、ごみ処理運搬やごみ処理施設の維持管理における経費を鑑み、受益者負担の公平化の観点から価格改定を行うこととなりました。

指定ごみ袋の価格改定を行うことにより、ごみの排出量の減量化につなげ、市の財政負担の軽減を図ることを目的としています。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

| ごみ袋の種類 | 現行（税込） | 改定後（税込） |
|-----------------|--------|-------------|
| 可燃ごみ袋（大）45ℓ/10枚 | 180円 | 250円 |
| 可燃ごみ袋（中）30ℓ/10枚 | 150円 | 200円 |
| 有害ごみ袋 20ℓ/10枚 | 100円 | 150円 |

- 現行のごみ袋の使用は平成31年9月30日までとし、翌日10月1日からは新しいごみ袋での回収となります。
- 新旧のごみ袋交換などの対応はしませんので、在庫調整のご協力をお願いします。
- 新しいごみ袋の販売時期につきましては、追って市報などでお知らせします。

高校生相当まで

茨城県小児医療福祉制度（マル福）の対象を拡大しました

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

茨城県医療福祉対策要綱の一部改正により、10月1日から、小児マル福の「入院」について対象年齢が拡大されました。

これまで、中学3年生までを小児マル福の対象としていましたが、高校生相当（18歳の誕生日後の最初の3月31日）まで拡大されました。

市では、高校生相当の対象となる方にマル福の受給者証を交付しましたので、医療機関等を受診される際は、受給者証の提示をお願いします。

■対象者

義務教育終了後から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

■受給者証の種類

県の補助対象者の方は「外来のみ」の受給者証を交付しました。入院される場合は「入院のみ」の受給者証を交付しますので、お問い合わせください。

県の補助対象外（所得制限超過）の方は「入院・外来」ともにお使いいただける受給者証を交付しました。

※平成30年4月1日から9月30日までの期間、医療機関で受診された高校生相当の医療費については、償還払いの申請受付をしています。

※在学・施設入所等により市外に住民登録がある方は、お問い合わせください。

■助成の内容

○外来の場合は、一つの医療機関で1日600円（600円未満の場合はその額）を月2回まで

○入院の場合は、一つの医療機関で1日300円、月3000円までを自己負担していただき、それを超える分をマル福で負担します。

※薬局での自己負担はなく、全額をマル福で負担します。

※入院時の食事代や差額ベッド代、健康保険の対象とならない予防接種、薬の容器代・文書代などは対象となりません。

※学校等での負傷については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先となります。

※保険証が変更になった方は、必ず届け出をお願いします。

公益財団法人いばらき文化振興財団からのお知らせ

平成31年度 文化活動事業費助成対象事業募集

県内で文化活動を行っている団体・個人の、平成31年度に実施する美術展や演奏会等の事業費の一部を助成します。

■申込締切 平成31年1月25日（金）必着

■お問い合わせ 公益財団法人いばらき文化振興財団

☎029-305-0161 FAX 029-305-0163

ホームページ <http://www.icf4717.or.jp>



納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年はずじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

下水道および農業集落排水に接続すると、費用の一部（上限35万円）を補助します！

【問い合わせ】 下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

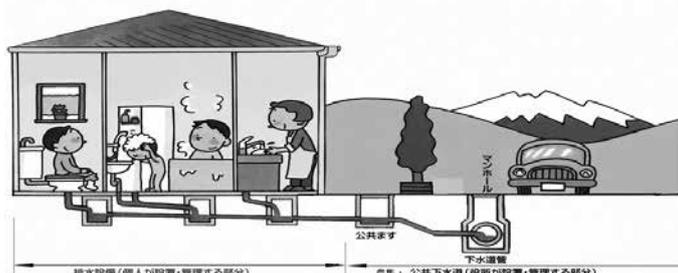
平成30年度から平成33年度の接続を対象にした補助制度です。この制度を利用して、下水道への接続を実現してはいかがでしょうか。補助を受けようとする方は、工事前に必ず下水道課へご相談ください。

【一定の要件を満たす世帯】

【左の要件の一部を満たさない世帯】

| 補助金額 | 35万円（上限） 接続費用が35万円以下の場合はその金額 接続費用が35万円を超えた分は自己負担 | 4万円 |
|------|--|------------|
| 年齢 | 18歳（平成30年4月1日現在）未満の者または65歳（平成31年3月31日現在）以上の者がいること | 左の要件なし |
| 収入 | 市民税の課税対象額が世帯合計334万円以下 ※世帯年収が600万円未満（世帯年収は目安） | 左の要件なし |
| 滞納 | 市税等の滞納がない者 | 市税等の滞納がない者 |

※新築（建築確認を要する改築含む）および法人・事業所は、補助の対象になりません。



税金のお知らせ

市税の納税は納期限までに！

今月の税金

- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第5期
- 納付期限（口座振替日）は11月30日です。

市税の納期限を過ぎても未納のままにしている納税者には、督促状や催告書を送付し納税を促しています。それでも納税しないときには、滞納処分を行う場合があります。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず財産（不動産、動産、預貯金、給与など）を差し押さえて、公売や取り立ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納税できない場合や、督促状・催告書が届いたときは、お早めにご連絡・ご相談ください。

※平成30年4月～9月末現在 差押件数 324件 ※平成29年度 市税徴収率 99.2%

インターネットで24時間納税できます！ YAHOO! 公金支払い

クレジットカードで公金支払い

パソコンまたは携帯電話、スマートフォンから納付ができます。納付書に記載されている「クレジット納付番号」と、指定の「クレジットカード」をご用意ください。

なお、詳細についてはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

■対象税目 平成31年度以降の市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

■利用期間 上記税目の各期納期限まで（納期限を過ぎた場合は利用できません）

■決済手数料

| 納付金額 | 決済手数料（税抜き） |
|-----------------|----------------|
| ～10,000円 | 0円 |
| 10,000円～20,000円 | 100円＋税 |
| 20,000円～30,000円 | 200円＋税 |
| 30,000円～40,000円 | 300円＋税 |
| 40,000円～50,000円 | 400円＋税 |
| 以降10,000円増えるごとに | 100円＋税ずつ加算されます |

■注意事項

- ・行方市から領収書は発行しませんので、納付書とカード会社が発行する利用明細書などをご確認ください。
- ・納税窓口や店頭でのクレジットカードによる支払いはできません。
- ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。継続的なクレジットカード払いではありません。
- ・口座振替をご利用の方は、口座振替廃止手続きを行ってからご利用ください。

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811